

No.1 ○豊明市議会臨時会会議録(第1号)

平成22年4月23日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	矢 野 清 實	議員
21番	坂 下 勝 保	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	教育部長	竹 原 寿 美 雄 君
行政経営部次長	横 山 孝 三 君	行政経営部次長	大 林 栄 美 君
兼秘書政策課長		兼財政課長	
健康福祉部次長	加 藤 誠 君	健康福祉部次長	原 田 昇 君
兼高齢者福祉課長		兼医療健康課長	
経済建設部次長	鈴 木 重 利 君	経済建設部次長	加 藤 慎 君

兼都市計画課長

兼環境課長

会計管理者 塚本邦広君

総務防災課長 神谷元弘君

兼出納室長

監査委員事務局長 福井康夫君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 報告第2号 豊明市国民保護計画の変更の報告について
報告第3号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第32号 固定資産評価員の選任について
- (5) 承認第1号 専決処分事項の承認について(豊明市税条例の一部改正について)
- (6) 議案上程・提案説明・質疑
議案第33号 豊明市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
議案第34号 平成22年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 報告第2号及び報告第3号
- (4) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第32号
- (5) 承認第1号
- (6) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託
議案第33号及び議案第34号
- (7) 委員長報告・同質疑・討論・採決
議案第33号及び議案第34号

午前10時開会

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 22 年第 1 回臨時会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 22 年豊明市議会第 1 回臨時会を開会いたします。

なお、5 番 中村定志議員より今期臨時会の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

新しい体制で、きょうからまた議会の対応をさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

平成 22 年第 1 回臨時会を開会させていただきます、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆さんもご承知のとおりでございますけれども、去る 4 月 11 日午後 9 時 20 分ごろに発生いたしました文化会館にかかわる市職員に関係する殺傷事件が発生をいたしております。皆様方に大変ご心配をおかけいたしておりますが、現在、愛知警察署にて事件の解明に向けた捜査が行われているところでございます。

過日、市役所のほうにも愛知警察署より捜査関係事項照会書が要請され、4 月 16 日にその回答をさせていただきました。

今後、事件の真相解明については、警察の捜査結果を踏まえまして、今後適切な対応をとってまいりたいと、このように考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会でご審議をいただきます案件といたしましては、平成 22 年度一般会計補正予算を始め条例案件、人事案件を含め計 6 案件でございます。

中でも、議案第 34 号につきましては、今年第 1 回定例会にてご審議を賜りました折、学校校舎建設に係る案件につきましては、緊急避難的な対処ではなく、中長期的な支援に立った計画が必要ではないかという示唆に富んだご意見、ご提言をちょうだいいたしました。この案件については再考をさせていただき、ご審議をいただくことになりました。

したがって、その他案件も含めすべての案件につきまして慎重審議の上、全案件をお認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本臨時会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

今期臨時会の運営について、去る4月16日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果については、既に皆さんに文書にてご連絡がしてありますので、主な事項についてのみ報告をいたします。

初めに、会議の日程であります。今期臨時会の会期は本日1日間と決しました。

次に、付議案件の取り扱いであります。報告案件2件については、理事者より報告を受けた後に質疑を行います。

続いて、議案第32号については人事案件でありますので、提案説明の後に質疑・委員会付託を省略し、本日、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

また、承認1件については、説明及び質疑を行った後に、委員会付託を省略し、討論・採決を行うことといたしました。

次に、議案第33号及び議案第34号の2議案は、上程・提案説明・質疑を行った後に所管の各委員会に付託することといたしました。

なお、この2議案を審査するために、本日の本会議休憩中に総務委員会、福祉文教委員会を順次開催することとし、本会議再開後に委員長報告・同質疑・討論・採決を行うことといたしました。

最後に、今期臨時会は会期が1日間でありますので、質疑の通告は行わず、議案等の質疑は同一議員につき同一議題について2回以内といたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、8番 山田英明議員と12番 安井 明議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3、報告第2号及び報告第3号を一括議題といたします。

初めに、報告第2号について理事者より報告を求めます。

平野市民生活部長。

No.8 ○市民生活部長(平野 隆君)

それでは、報告第2号 豊明市国民保護計画の変更の報告についてご説明を申し上げます。

この報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条第8項に準用される同条第6項の規定に基づき、豊明市国民保護計画の変更について、別添のとおり議会に報告させていただくものであります。

今回の変更は、4月1日施行の本市における機構改革に伴う変更であります。

内容説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。

1として、第2編平素からの備えや予防、第1章組織・体制の整備等の中、第1市における組織・体制の整備の中の1各部・課における平素の業務表を次のとおり改正するものであります。

(1)として、企画部、総務部、市民部の再編をし、行政経営部と市民生活部を新設する。

(2)行政経営部は、秘書政策課、情報システム課、財政課及び出納室とします。

人事秘書課と企画政策課の統合で秘書政策課とする。

また、行政経営部の中に、「住民に対する警報の伝達及び緊急通報の伝達に関すること。」以下、中段にまで下がりまして、「国民保護対策に係る経理に関すること。」までの事務を移行いたします。

(3)として、市民生活部は、総務防災課、市民課、市民協働課、議事課、税務課及び監査委員事務局といたします。

総務課と防災安全課を統合し総務防災課、収納課を税務課へ統合します。

また、市民生活部に、「国民保護協議会の運営に関すること。」以下、次のページの中段に至ります「他の部の所管に属しないこと。」までの事務を移行いたします。

(4)健康福祉部の健康課と保険年金課を統合し、医療健康課といたします。

(5)経済建設部に環境課を加え、「遺体の収容に関すること。」以下、「部内他の班の応援に関すること。」までの事務を移行します。

(6)教育部の体育課を生涯学習課へ統合いたします。

2として、同じく第2編第1章第1の4国民の権利利益の救済に係る手続等の中の手続項目一覧中「防災安全」とあるのを「総務防災課」に改めるというものであります。

以上で説明を終わります。

No.9 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、報告第3号について理事者より報告を求めます。

三治経済建設部長。

No.10 ○経済建設部長(三治金行君)

報告第3号についてご報告をさせていただきます。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。専決第2号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

専決日は、平成22年4月1日であります。

記といたしまして、損害賠償額は13万1,775円であります。

原因は、公用車の接触による物損事故であります。

事故の概要でございますけれども、資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

事故は、平成22年3月10日、水曜日でございます。午前9時30分ごろ、市内前後町善江地内におきまして、これは国道1号線の前後町交差点より名古屋寄りの北側のマンション内に当たりますが、小型貨物車にてマンション内の粗大ごみ回収をした後、同地内のマンション建物下の駐車場を通過する際、車に積んだ粗大ごみの家具が駐車場の天井のほりに接触をし、破損したものでございます。

過失割合は、市が100%でございます。

職員には、日ごろから安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、不注意でこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。

事故後に、職員には安全運転を徹底するよう指導したところでございます。今後、こうし

た事故が起こらないよう事故防止に努めてまいりたいと思います。

ご迷惑をおかけしまして、大変申しわけございませんでした。

No.11 ○議長(坂下勝保議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

以上で日程3を終わります。

日程4、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 32 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.13 ○市長(相羽英勝君)

議案第 32 号 固定資産評価員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

この案を提出するのは、機構改革による人事異動に伴い、総務部長から市民生活部長に変更するもので、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得ることが必要であるからでございます。

ご審議いただく候補は、豊明市栄町大根 1 番地 34、平野 隆。

生年月日は、昭和 26 年 2 月 22 日生まれであります。

なお、略歴は別紙添付のとおりでございますので、ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.15 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 32 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、承認第1号を議題といたします。

承認第1号について理事者より提案理由の説明を求めます。

平野市民生活部長。

No.17 ○市民生活部長(平野 隆君)

承認第1号 専決処分事項の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、これについて承認を求めるものでございます。

今回の改正は、65 歳未満の方の公的年金と所得に係る個人市民税の徴収方法を改正するものであります。

地方自治法の改正が3月 31 日に公布、4月1日に施行されました。

この4月1日施行の、特に緊急なものだけを専決とし、それ以外の施行期日のものにつきましては、6月の定例会に上程をいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、内容説明を行います。2枚、はねていただきたいと思えます。

この第 42 条の改正ですが、65 歳以上の方は、公的年金等の所得は年金から個人市民税を特別徴収されますが、65 歳未満の公的年金等の所得を有する給与所得者につきましては、特別徴収すべき給与所得に公的年金等の所得を加えて、給与から個人市民税の特別徴収ができることとなりました。

次の第 43 条の改正は、参照条項の項ずれに対応したものであります。

附則といたしまして、平成 22 年4月1日から施行するものであります。

経過措置としまして、65 歳未満の給与所得者の平成 21 年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において、平成 22 年4月 30 日までに公的年金等の所得割額を普通徴収の方法で徴収してほしい旨の申し出があれば、普通徴収の方法として取り扱うことができるという規定であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.19 ○14番(榊原杏子議員)

今もご説明がありましたけれども、附則の最後のところにある普通徴収のままがいい人は、4月30日までに申し出をしなくてはならないというようなことが書いてあるわけですが、このことについて現在までにどのように周知を行ってきて、申し出は何件あったかということをお尋ねします。

それから、この改正によりまして、一緒に引かれることによって税額が増えたように感じてしまう方もいらっしゃるかと思うのですが、問い合わせ等への対応というのはできていますでしょうか、お願いします。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.21 ○市民生活部長(平野 隆君)

周知方法ですが、今現時点では税務課のホームページにアップをさせていただいております。

それから、件数は今のところございません。問い合わせの件数はございません。

なお、税額が増えたのではないかという対応ですが、これについては十分説明をして理解を得たいと思っております。

終わります。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.23 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件は、専決処分案件でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

承認第1号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.25 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、承認第1号の討論を終結し採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程5を終わります。

日程6、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第33号及び議案第34号の2議案を一括議題といたします。

初めに、議案第33号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.27 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第33号 豊明市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出しますのは、地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づき、職員団体のための職員の行為の制限の特例事項を改正するため必要があるからです。

地方公務員法では、条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体の活動をしてはならないとしていますが、市は特例条例として年次有給休暇や休日の代休日等は活動ができる条例としています。

今年の4月から労働基準法の改正により、1カ月60時間を超える時間外勤務に、新たに時間単位の代休として与えることができることになりましたので、この条例で定める特例事項に、この時間外勤務代休時間を加えるものです。

それでは、改正の内容を説明いたしますので、1ページめくってください。

条例第2条は、職員が給与を受けながら、職員団体のために活動することができる特例事項について規定したものです。

第2号で時間外勤務代休時間を新たに特例として追加するものです。

第3号は、従来の第2号に規定していましたが年次有給休暇及び休職の期間について、新たに第3号として号立てをしたものです。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年5月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.29 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 33 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 34 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田行政経営部長。

No.30 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議案第 34 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,720 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178 億 720 万 7,000 円とするものです。

それでは、歳出より説明いたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

10 款の教育費、3目の学校建設費になっていきます。

これは、沓掛中学校の校舎をリースから恒久的な施設を建設するために補正をするものです。

リースに伴う校舎建設等の委託料 499 万 1,000 円を減額し、新たに沓掛中学校校舎建設工事設計等委託料 739 万 9,000 円を、また建物賃借料 1,051 万 1,000 円を減額し、新たに沓掛中学校校舎建設工事費 9,503 万 1,000 円を追加するものであります。

続いて、歳入のご説明をいたしますので、4ページ、5ページへ戻っていただきたいと思っております。

今回の校舎建設にかかわる補正の財源は、教育施設建設及び整備基金から 4,100 万円を、また公共施設建設及び整備基金から 4,620 万 7,000 円を、それぞれ繰り入れを行うものであります。

以上で説明を終わります。

No.31 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。
質疑のある方は挙手を願います。
榊原杏子議員。

No.32 ○14番(榊原杏子議員)

7ページの工事費ですけれども、以前ちょっと聞こえてきていた額よりは、やや小さくなったかなというふうに思うんですけれども、教室数などの変更があったのか、お尋ねしたいと思います。

どこの場所に、どのようなものを何教室分つくるのか、それから工期についてもお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、プレハブのリースの予算というのは、これで全廃をしてしまうわけなんですけれども、今年度も教室は足りていないはずだったと思います。

プレハブを建てた場合には、2学期、3学期には対応できたわけですけれども、これはできなくなるということによろしいのでしょうか。

今年度中、その間の対応がどのようになるのか、どういうふうにしのいでいくのかというのを、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、ある意味その分はデメリットなわけなんですけれども、このデメリットを考慮しても、最終的に増築をするというか、恒久的な施設というほうがまさったというか、その判断に至った経緯について説明をしていただきたいと思います。お願いします。

No.33 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
竹原教育部長。

No.34 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、順次お答えします。

まず、教室数の変化でございます。当初予算のプレハブで予算要求をさせていただいたときは、普通教室4つ、それから美術室1つということで、当初予算の段階では予定をしておりましたが、今回、恒久的な建物で建築をするということで補正をさせていただいた教室は、普通教室4つということでございます。

それから、どこの場所に建築するかということですが、中庭に現在4階建ての鉄筋校舎があります。それに渡り廊下を渡して建設をしたいというふうに考えております。

それから、工期につきましては、設計それから建築確認の申請を終えまして、10月から3月の中旬までのおおよそ6カ月間を工期として実施をしていく予定であります。

それから、これから今年どういうふうに教室のほうを使っていくかということですが、現在ある教室の中で常に毎日、毎時間使うという部屋ではない部屋がございます。そうした部屋を利用しながらしのいでいくという計画であります。

それから、恒久的な建物にすると至った理由ということではありますが、財源的に確保ができるということのめどがつかしました。

それと、それから当初予算のときにご指摘がありましたように、プレハブで建設すれば5年後にはお返しをしなければいけない。いわゆる全くなってしまうと、そういうことと、それから生徒の学校の教育環境をできるだけよい環境にさせていただきたいということで、恒久的な建物にさせていただくということでもあります。

以上です。

No.35 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.36 ○14番(榊原杏子議員)

教室数について絞り込んだということで、こういうことは検討してくださいと私たちも要望したことでもあるので結構なんですけれども、まあピーク時に結構足りない教室数が出てきます。

普通教室4つと、美術室が欲しかったんだけど、それはなくなるということで、この教室数でどういうふうに、特にピーク時の問題ですけれども、乗り切ることができるのかということ、きちんと考えていらっしゃると思いますので、ピーク時の対応について説明をしていただきたいと思います。

No.37 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.38 ○教育部長(竹原寿美雄君)

まずピークは、自然増で生徒さんが一番増えるのが24、25年度ということで、現在の教室より4つ不足するという予定であります。そうした最大のピーク時に不足する教室を4つとさせていただいたということでもあります。

あと、美術室を当初はお願いをしようというふうにしたわけですが、その美術室につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおり、毎日、毎時間使わない部屋を利用した中で授業を行っていきたいということでもあります。

以上、終わります。

No.39 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.40 ○15番(山盛左千江議員)

今度は財源的なことについてお伺いしたいと思います。

ページ数で言いますと、4ページ、5ページになります。

今回、この建物を建てるための財源は基金を使うということです。教育施設建設基金と公共施設建設基金の双方 4,000 万円を超える金額ですけれども、これを繰り入れしたことによって、それぞれの基金の残高は幾らになりますでしょうか、お知らせください。

それから、この財源を使ってリースから建設に変えるというふうに決まったのは、いつ、だれが、どのような協議をしてここに至ったのか。とても短い期間でこういった決断を、私は英断というふうに評価しておりますが、されましたので、そのことについてもお知らせください。

それから今回、22 年度に予定していたリース、それから設計については、建設のほうに財源を組み替えていくわけですけれども、これは5年間のリースの予定をしていたものですから、それ以後のリース契約の予算は発生しないということになります。

想定外にこの基金を取り崩すことになったんですけれども、今後についてはこの基金運営というか財政運営は、何か考えることがあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

そういった全体のことも含めてですけれども、3つ目になります。

新年度開始早々、この数日間というタイミングで、こういった補正予算が提出されたのは、本当に異例のことだと思います。

予算編成で不可能だということでリースを選択されたんですけれども、結果、建物が建つということに至ったわけです。

財政面、それから教育委員会としても、どういった状況の変化があったのか。何か特別理由とすべき、説明すべきようなことがありましたら、先ほどの質問とあわせて結構ですが、お答えいただきたいと思えます。

さらに、2学期、3学期の二学期間をプレハブで対応する予定でいました。それがなくなって、今の答弁だと、毎日必ず使っているわけではない教室を、うまく組み合わせるんだということのわけですけれども、予算のときの説明で、特別支援学級が1つ増えたのだということがありました。

そういったことの対応は、あいてるとき、時々とかということではないんですよね。特別支援学級が1つ増えたというのは、常時使用する普通教室というか、そういう教室的な役割

の部分だというふうに判断するわけですが、であるならば1年間、全くなしということはどうなのかと考えたところから、ごめんなさい、前置きが長くて。

要するにプレハブで、今年1教室は足りないわけですから、その部分だけを対応する。4つも5つも建てないで、1つだけプレハブで対応してでも、教育環境を守ろうというようなことは考えなかったのか。

リースなのか、こっちなのか、もうどっちかというふうではなくて、短期間、二学期間だけプレハブで対応するということは考えなかったのか。もし、そうした場合の金額は幾らぐらいか試算されたかどうか、お願いいたします。

No.41 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.42 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の基金残高がどうかという質問にお答えしたいと思います。

まず、1つは教育施設基金ですが、現在約4,117万8,000円の基金がありまして、今回の補正で4,100万円を使いますので、教育施設基金については、残り17万8,000円という形になっていきます。

もう一つの公共施設基金、これは公共投資臨交金の財源をもとに積み立てた基金でありまして、21年度末のときは約1億900万円あります。これで、今回の補正で約4,600万円を使いますので、残りの額としては、残高としては約6,300万円ほどの残高となっていきます。

それから最後の質問、この新年度早々に補正をした理由なんですけれども、こうした年度末に公共投資臨交金が、豊明市も相当な額でいただけるという形で補正を上げさせていただきました。

この財源を使えば、今回のリースではなく、恒久的な校舎の対応にも可能だということで判断をいたしまして、今回、早々な補正をお願いしたわけでありまして。

以上で終わります。

No.43 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.44 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この補正を組むに当たって、いつ、だれが、それから異例の早さで決まったということについて、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

いつというのは、当初予算の議決をいただきました折に、附帯決議をいただきました。恒久的な建物について予算的なもの、それから工期的なものについてのクリアができればということの附帯決議をいただいた中で、早速、そのことについて当初予算議決後、すぐに検討に入りました。

だれがというのは、教育委員会の内部で学校側と話し合った中で決まりました。

それから、異例の早さということではありますが、附帯決議にもありましたが、この校舎の建設に当たりましては、できるだけ早く建設をしたいということで、恒久的な建物にするにはどれくらいの工期がかかるのかというのを、すぐ調べさせていただきました。

鉄骨造でつくっていけば半年間、設計を含めて3月中旬までにはできると。きょうの議会を通していただければ、このスケジュールで3月中にはできるとということで、今回、きょうの補正予算を上げさせていただきました。

それから、特別支援等の話の中で、この教室がやっていけるのかというご質問ですが、この22年度の4月が始まりました現在、もう既に授業が始まっておりますが、順調に授業は進んでおります。

それから、1つプレハブが足りない分について、1教室でもつくることを考慮したのかというご質問ですが、このことについては考慮、考えはいたしませんでした。

ですので、その試算をされたのかというご質問ですが、そのことについては考えておりませんので、試算もしておりません。

以上でございます。

No.45 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.46 ○15番(山盛左千江議員)

7ページの建設工事費、まあ9,500万円ほどなんですけれども、通常ですと、まず設計をして、それで金額がある程度つかめて工事費を上げるというのが、当市の場合、一般的だというふうに認識しておりますが、設計委託と工事費と同時に出ていて、この金額というのはどうやって出したのかなど。正確といったら変ですが、どうやってこの数字を見込んで出されたのか、確認しておきたいと思います。

それから、足りないので、5教室、6コマ分をリースで建てたいというふうにおっしゃっていたわけですが、恒久的な校舎を建てるということになったならば、特別支援学級も何とかちゃんと授業ができていますとか言われると、じゃ、その当初の予算は何だったんだろということになってしまって、何か議論の蒸し返しのような感じもいたしますが、教育委員会として教室不足、あるいは今後の教室の必要な数というのは、どのように計算しとか試算しとか、つかんでいらっしゃるのか。この4教室分という今回のこの数で間違い

ないのか。

また、何かここにも不安を感じるものですから、そのことについてもう一度、見解をお知らせいただきたいと思います。

それから、基金ですけれども、今答弁をいただきまして、教育建設基金については、すってんてんの状態だというふうに思います。

公共施設のほうは23年までに使い果たすというか、期限があるものですから、これは今後の耐震で学校や保育園のほうに使われていくんだらうというふうに思うんですけれども、リースじゃなくなったわけですから、いわゆるリースの分を前倒して基金を使ったというふうにとらえることができると思います。

そうすると、これから必要になってくるであろう基金の約8,000万円、これは来年から浮いてくることになるわけですね。この浮いてくる部分を基金にしっかり積み戻すと、そういうようなお気持ちがあるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

(発言する者あり)

No.47 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、いいですか。続けさせていただきます。

ということで、この将来的な財政を考えた上で基金に積み戻すのか。

それから、残ったものを積み戻すのか、それとも当初からきちっとこの部分を積むということで予算化されるのか。

この基金の取り崩しを認めるか認めないかは大変重要な部分だというふうに考えておりますので、今後の財政運営と含めて、ご答弁をいただきたいと思います。

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.49 ○教育部長(竹原寿美雄君)

建設工事費の補正額の計上に当たりましては、概算見積もりを業者の方からいただきながら、今回の工事費を算出させていただきました。

それから、教室数4つということですが、この数に間違いがないのかということですが、24、25年度が生徒数の自然増のピークということで数をつかんだ中で、4つという考慮をさせていただきました。

ただし、これには例えば大住宅団地ができるだとか、そうした不透明なものについては何ら考慮がされておられませんので、将来的にそういう不透明な部分まで、今回つくるということとは考えておりません。

以上です。

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

宮田行政経営部長。

No.51 ○行政経営部長(宮田恒治君)

基金の残高につきましては、今後の財政事情を見ながら適切に基金の積み増しをしていく考えています。

以上で終わります。

No.52 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.53 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 34 号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 33 号及び議案第 34 号の2議案は、豊明市議会会議規則第 37 条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託いたします。

ここで、各委員会を開催するため暫時、休憩といたします。

午前10時48分休憩

午前11時50分再開

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

総務委員会及び福祉文教委員会に付託しておりました議案第 33 号及び議案第 34 号の2議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに石橋敏明総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.55 ○総務委員長(石橋敏明議員)

議長のご指名をいただきましたので、総務委員会に付託されました議案の審査結果を報告させていただきます。

先ほどの本会議休憩中に全委員の出席のもと、市長以下、各関係理事者の出席を求め

て委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 33 号 豊明市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査経過につきましては、事務局において会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で総務委員会の報告を終わります。

No.56 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.57 ○福祉文教委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査結果を報告させていただきます。

先ほどの本会議休憩中に委員出席のもと、市長以下、各関係理事者の出席を求めて福祉文教委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第 34 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過につきましては、事務局において会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で福祉文教委員会の報告を終わります。

No.58 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 33 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.60 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 33 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 33 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.62 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 34 号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

松山廣見議員。

No.64 ○13番(松山廣見議員)

議案第 34 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について、公明党市議団を代表して賛成の立場で討論をいたします。

本案は3月議会の附帯決議を受けて迅速な対応をされたことを評価いたします。

今年 10 月から来年3月中旬までの6カ月間にわたる建設工事期間ですが、工事車両、そして現場での生徒の安全対策に万全の配慮を要望して、賛成討論といたします。

No.65 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.66 ○6番(杉浦光男議員)

豊明市一般会計補正予算(第1号)について賛成の立場で討論をいたします。

議会の願い、教育委員会の願い、このことについて素早く対応していただき、ありがとうございました。行政の的確な判断もあったというふうに考えております。

設計はこれからということですので、普通教室といえども、教育活動にとって機能的なものをつくっていただけるように期待をいたします。このことについてはこれからのことですので、そういうふうになるものと信じております。

それから、できた後のことですが、活用については学校、教育委員会が主体ですので、非常に難しい問題もありますけれども、授業等のコマの問題もありますし、いろいろありますが、そういうところは知恵を絞っていただいて、本当にみんなの願いが十二分の活用ができますようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.68 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、議案第34号 平成22年度豊明市一般会計補正予算(第1号)に対しまして、市政クラブを代表して賛成の討論をいたします。

今回の補正予算につきましては、当初予算で提案をされました沓掛中学校のプレハブ校舎の借り上げをやめて、恒久施設を建設するというものでございますけれども、財政が厳しい中、当面の教室不足の解消に向け、当初予算の策定段階ではベストの選択であったことと思います。

その後、3月に入りましてから、国のほうより公共投資の臨時交付金ということの決定の通知を受け、それを受けて私たち市政クラブは予算案と、さらにはこの臨交金の交付決定を受けて両方を勘案する中で、当初予算に賛成をしながら附帯決議を可決したということでございます。

可決したばかりの当初予算が1カ月足らずで大きな補正がかかるということは、そうめったにあることではございませんが、それだけ見ると3月議会の審議は一体何だったんだという見方ができるかなとは思いますが。

しかしながら、これは内容について見ますれば、そんな議論は全く成り立たないわけではございません。

私も市政クラブと黎明さん、公明党さんで三会派合同で提出をしました3月議会での附帯決議につきましては、財源の見通しが立つ、さらには年度中の工事が完了するという2つの条件を付しながら早急に結論を出すように、そこの2つの条件をクリアできたならば、恒久施設の建設にかじを切るようにということで、早急に結論をつけることを求めたわけで

ございます。

それを受けて、大変時間的にも厳しい中、この4月に早々に提案をされたことを高く評価をいたすものでございます。

プレハブ校舎の借り上げにつきましては、6年目以降、借り上げとなれば、財政的な負担も大変大きくなります。そうした中で財政的なことも勘案しながら、相羽市長の決断、さらには後藤教育長の決断、これを高く評価するものであります。

工事に当たっては万全を期していただくことをお願いしながら、当局の英断に感謝をし、賛成討論とさせていただきます。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.70 ○15番(山盛左千江議員)

議案第34号 一般会計補正予算に賛成の立場で討論いたします。

ほかの議員も言われましたとおり、今回の早急な対応については、私どもも評価をしたいと思います。

また、教室数の決定につきましても、多少は無理があるんでしょうけれども、最低限必要な数ということで再検討された上での4教室ということでありましたので、これについてもよかったんだろうというふうに、今現在は評価をしておきたいと思います。

ただ、教育委員会につきましては、学校の耐震工事に大変たくさんの予算が必要であります。ですので、当局に対して遠慮というか、教室不足がわかっているにもかかわらず要求できなかった。あるいは要求しても、財政がこたえることができなかった。こういったことが原因にあったんだろうというふうに思います。

教育委員会は、そもそも子どもたちの教育環境をきちっと整備するという大きな役割があるわけですから、耐震をやっているから教室はプレハブでも仕方がないとか、ぎりぎりでも仕方がないということは、まあ理由にはならないというふうに私たちは考えております。

きちり、その辺のところを市長に要求、要望をされて、今後につきましても、教育環境の整備には十分に力を入れていただきたいというふうに思っております。

そもそも、この3月の予算、それから今回の補正予算が、こういう展開になった一番の理由は財源だというふうに思います。

お金がないからリース、臨時交付金が入ったから建てるといふ、財源があるかないかでこうして事業が大きく変わるということがはっきりいたしました。

臨時交付金が3月にもらえなかったならば、幾ら議会が全会一致でもって附帯決議を出そうとも、その願いは実現することではなかっただろうというふうにも思っております。

じゃ、こんな財政運営をしているのはだれか。答えは決まっております。市長であります。今の市長だけではなく、前回の都築さんのときからもそうですけれども、お金がないとなれば基金を取り崩して、それで補うという財政経営を何年もしてきたわけです。

そうしたために、いざこうやってお金が必要になったときには、取り崩す基金がないので、借金もできないので、補助金ももらえないので、5年間でつぶしてしまう、使い捨てになってしまうことを承知しても、9,000万円のリースのプレハブ校舎を選択せざるを得ないということが起こったわけです。

お金さえあれば必要な校舎を、きちっと市の財産として残せるような恒久的な建設ができたということが、今回の一番大きな問題だったというふうに私たちはとらえております。

経営のまずさについては、大いに自覚されていると思いますが、今後も慎重にしていきたいと思います。

基金につきましては、来年からリースの1年分、約1,800万円を、当初予算で確保する必要があります。前倒して今年基金を使うわけですから、来年からの4年間の約8,000万円を必ず基金に積み戻していただきたい。そうしないと、また何か起こったときに、同じような轍を踏むというふうに考えます。

基金というものは今、当市は極端に少ないですので、そういったことを重々考えて、これは前倒しをして崩したんだということを強く自覚を持って、財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

非常時の対応能力が極端に低下している豊明市の財政でありますので、そのことを肝に銘じ、財政におかれましては、この4年間のことになりますので、次の方にもしっかり申し送りをして実施されますように要望をして討論といたします。

No.71 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.72 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第34号の討論を終結し採決を行います。

議案第34号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。
相羽市長。

No.74 ○市長(相羽英勝君)

平成 22 年第 1 回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出をさせていただきました平成 22 年度補正予算を始め、すべての案件に対して慎重審議を賜り、全案件ともご承認をいただきまして、本当にありがとうございました。

中でも、議案第 34 号につきましては、議案審議を通しまして賜りました趣旨だとか、あるいはご提言を予算執行に十分反映をさせ、さらに安全確保の項目についても十分踏まえながら執行をさせていただきたい、中断のない執行をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。これからも議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

最後になりますけれども、間もなくゴールデンウィークを迎えます。議員の皆さん方におかれましては、ご多忙な時期だと思っておりますけれども、健康に留意をして、ご活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.75 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これにて、平成 22 年豊明市議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

午後零時6分閉会

